法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-09

江戸日本橋商人の記録 : 〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の書状と『委嘱』について

澤登, 寛聡 / SAWATO, Hirosato / CHIKUGO, Nori / 筑後, 則

(出版者 / Publisher)
法政大学文学部
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要
(巻 / Volume)
57
(開始ページ / Start Page)
11
(終了ページ / End Page)
23
(発行年 / Year)
2008-10-10
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003557

Hosei University Repository

〈史料紹介〉

江戸日本橋商人の記録

――〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の書状と『委嘱』について――

澤　登　寛　聡
筑　後　　則

はじめに

〈にんべん〉の〈かつおぶし〉で知られる江戸日本橋商人高津伊兵衛家の古文書が、江戸時代、世界最大の人口規模を持った都市江戸の研究にとって貴重な史料である点は前稿で述べた。殊に三代目の当主であった伊兵衛幸通の書き残した記録は、高津家文書の性格を知る上で、最も重要な意義を持っている。

今回は、安永二年（一七七三）九月一六日付の手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状ならびに表紙に「委嘱」とある安永六年正月一六日の遺言状について紹介する。

『委嘱』　安永六年（一七七七）正月一六日

『委嘱』は、高津伊兵衛幸通の遺言状である。最初、安永三年（一七七四）七月一五日に完成をみた。幸通は、正徳四年（一七一四）七月一五日に生まれているので、この日は、数え歳で六一歳の誕生日にあたる。還暦を迎え、幸通は、自分が死を迎えた時の事を考え、遺言状を書いた。

幸通は、この遺言を暫く持っていたが、二年半後の安永六年（一七七七）正月一六日、「改正」として今回、紹介する『委嘱』に書き改めた。この月六四歳となった幸通は、隠居して通称を、伊兵衛から伊左衛門へと改めている。遺言状である『委嘱』の「改正」も、このような身の処し方と深く関係している事はいうまでもない。

『委嘱』の数量は、全三三丁が袋綴の縦帳・一冊に仕立てられている。綴じ方は四つ目綴じであり、料紙の法量は、縦二七・八cm×横二〇・二cm、本文は半丁に七行取りで書かれている。（澤登寛聡）

手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状　安永二年（一七七三）九月一六日

安永二年（一七七三）五月から一〇月までの間、幸道は、手代の吉衛門

Hosei University Repository

を大坂へ出張させた。鰹節の下り荷を仕入れるためであった。

高津家には、正徳年間から文化年間までの『日記』が保存されているが、その安永二年九月一六日の条には「吉右衛門へ最早不可調　夷講迄ニ帰着申遣」とある。書状の日付も「九月十六日」となっている。この記述によって、この書状は、安永二年九月一六日、幸道が大坂の吉右衛門宛に書いたのだという点が確認できる。

なお、この書状は、一点の書状にしては比較的長い文章となっているが、それは次の理由による。すなわち、大坂へ出張した吉右衛門は、江戸の伊兵衛幸通宛に八月二八日・九月朔日・二日・五日・七日の五度、書状を差し出した。しかし、これら五通は「川支」えによって幸通の手元にほぼ同時に届いた。伊兵衛は、これらをまとめて披見し、五通の書状の問い合わせに対し「一ツ書を以て順々ニ申述」べて指示を与えた。この結果、幸通の返書は、書状五通分に相当する分量となった。

書状は現在、巻子に仕立てられている。本紙の法量は、縦一五・九cm、横四九七・二cm、美濃紙六枚を継いでいる。

巻子は、縦一八・〇cm・横五三六・五cm、表紙の見返しが一八・二cm、巻末の見返しが二〇・五cmとなっている。径一・五cmの軸に巻き込んだ状態での外径は五・五cmであり、径〇・八cmの押さえ竹には、四六・五cmの焦茶色の巻き紐が付いている。題簽は、縦一〇・六cm・横一・八cmで「三代目真筆　一巻」と書かれている。

装幀の時期は詳らかでないが、この書状が丁寧に軸装されて大切に伝えられてきた理由は、江戸屈指の鰹節商人〈にんべん〉高津家の経営基盤を確立した三代伊兵衛の真筆である点、また、本文の記述からも窺えるように、この書状が、江戸時代の〈にんべん〉の商業活動のなかでも稀にみる大商いの記録として記念碑的意味を持つに至ったためであると考えられる。

（筑後　則）

〈参考文献〉

・澤登寛聡・筑後則・他「江戸日本橋商人の記録――〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について（上）」（『法政大学文学部紀要』第54号　二〇〇七年三月）。

・澤登寛聡・筑後則・他「江戸日本橋商人の記録――〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について（下）」（『法政大学文学部紀要』第55号　二〇〇七年一〇月）。

・株式会社にんべん編『一筋の道』（にんべん発行　一九九九年初秋）。

・『日記』（高津伊兵衛家文書）。

委嘱　高津伊兵衛幸通作成

安永六年（一七七七）正月一六日

（表紙）

委嘱

Hosei University Repository

夫死生ハ天地之定理也、我行年六十一、父母・兄の霊と神仏の加護に因て、一生艱難を知らず、貧苦を経す、世の所有思と既に見つ、既に聞つ、既に更つ、且我愚痴・頑陋にして志正からず、行不善なりといへとも、幸に先祖之家業を全して、以て、これを子孫に傳へ、而天年を以て終る、是少壮よりの念願にして今日成就するとを嘉、允に本望満足せり、何をか歎、何をか哀ん、

安永三甲午年　　高津伊兵衛幸通
七月十五日
安永六丁酉年正月十六日改正　無言写

遺言之事

御城　并ニ御屋敷江相司之方頼候而、通之者別火ニ而御用相勤可申旨御頼申上、
茶・煙草等迄火混不申様ニ大切ニ慎、相勤可申候、
往生昼前ニ候ハ、翌日八時之葬礼ニ可致、昼過ニ候ハ、明後日昼時ニ可致候、
尤烈風又祝日・節季等延縮之執斗、、其時節了簡可有之候、
懸無垢・八構布・はや布、喪上下、其外調物品々早速可申付候、
見世江簾下候者三日ニ限可申候、
羽織袴ニ而見世へ壱人附置、悔ニ御出之衆中致挨拶、帳江記可申候、
本郷念仏講は、此方平常致不参候間、為知候ニ不及、若聞伝講中御出之衆中も在之候ハ、、西隣ニ而も東隣ニ而も相頼置、暫時御待之内茶・煙草之馳走役壱人、外ニ子供壱人附置、麁略ニ無之様ニ可致候、
今世上に分限不相応葬礼を華麗にする人あり、亡者の為を思にあらす、咸自己の名聞を肯とす、世間の譬を引て費を厭ハず、外聞をのミいふ人有べし、必用べからす、

亘雲寺江先達而可遣品々覚

天蓋　龍頭　輿台
小蝋燭 廿丁　草席 七枚　花莞莚 二枚
莚　五十枚
烟草盆 廿　火入・灰吹・炭團壱ツ宛添
きせるは無用
茶盆　十　薬鑵壱ツ宛添
茶碗五ツ宛添
焙茶　二斤　帳 二冊　筆 二対　墨 一丁
饅頭　九百　但シ壱分宛 香之物無用
榧百五十枚　枕楊枝 三百本
半紙 廿状　酒三升樽二　外二升樽一
焼場 風雨・雪之日又は時節により人数大概相考、右之数減少可致候
菓子方ニ心利候人相頼、上下四人斗先江可遣、
茶・煙草方之上下三人斗、折々茶覆・溜・捨、茶入替可申候、尤葬礼参、
大勢ニ相成候ハ、両方共馳走人相増可申候、
帳付二人相頼可遣、
見世江乞食不来様仕切可申候、
懸無垢 一　槻桶　連臺
棺　枌板箱 八構布　覆
盥盤　手桶　柄杓
編笠 二　草履

Hosei University Repository

「亘雲寺江弔之御経余長(リク)被遊不被下様ニ願可申候
先供廿人ニ不過候、少者(キ)不苦
世間並ニ女供無用
施主喪(モ)上下　衣服者有合紋付ニ而二人
伊兵衛
与兵衛殿

（挟紙・下）
「
常之上下衣服ニ而
五兵衛殿
弥兵衛殿
吉左衛門殿
治兵衛殿
藤助
安永五年申七月五日死
風立騒敷時分、又節季等用事多時節ニは藤助留守ニ相残可申候、
寒色小紋上下紋付ニ而　藤七
小七
太助
其外羽織ニ而一・三人　子供二・三人　挟箱見合
輿舁　四人傭可申候、
伊勢町ゟ大坂町　大橋・万年橋通
」

（貼紙・上）
遺物金之控
一　百三十両　伊
一　金拾両　勢州　清水
一　金拾両也　おきよ
一　金三両也　浅草　お市
一　金弐両　乳母
一　同壱両壱分　惣介
一　同壱両壱分　三矢　太助
一　同壱両弐分　重蔵　十蔵
一　金五両　〆　又　〆　三　〆
内訳
壱両壱分つ、
反物壱反つ、
一　金弐分　女ども　弐人
〆弐百弐拾七両也

金弐拾両　勢州
金拾両　佐兵衛
金五両　四郎右衛門
金四両　おとき
金弐両　向　源兵衛
金壱両　向　宗八
金壱両　輿七
金弐両　吉兵衛
金壱両壱分　平左衛門
金壱両　三河町藤兵衛
金壱両　新ばし和兵衛
金弐両　三河町伊左衛門
金弐両　小舟町清兵衛
金弐両　宗兵衛
金弐両　橋本町茂助
金弐両　同元四郎
金弐両　小網町八郎兵衛
金弐両　本所宗八

松永民部殿招(キ)、祓(ハライ)可致候、
焼場江者御出家共六・七人参可申候、
灰寄(ヨセ)砂村之包
金百疋　百文　非人

Hosei University Repository

百銅　堂守江　骨壷
三百銅　男三人　曲物
伊七・おもん・お村、其外供二・三人可参、
亘雲寺之野布施は灰寄之日ニ持参可致、
和尚様　金三百疋
大衆方　鳥目弐百銅宛　寺僧ニ外百銅ツ、
いの役　こうぞう　迎　焼場　此分外ニ二百銅ツ、
小僧　下男　百銅ツ、
幕代　金百疋
諸雑用　金百疋
位牌代　銭百文
六道　弐百文　非人三百文
石塔者有来之面ニ切付候処有之、後々迄此石塔大キク不可致、
位牌同断
精進物参候方帳面拵附、落無之様ニ記置可申候、
禮返者見世ゟ三人、家守衆之内ニ而三人相頼、三方江出可申候、灯籠兼而用意可有之候、
座頭江金百疋可遣、孫太郎百ケ日迄仕切可申候
宋の司馬桓　魋　自　石槨を為、冉有これを見て孔子に問て曰、禮に凶事ハ豫せずと、これ何の謂ぞや、子曰既に死て　而　諡を議す、諡　定て而葬を卜す、既に葬て而廟を立、皆臣子の事にして　豫　属する所にあらす、況や自これを為やと、これを以て惟ハ　當　我とき鄙賤なりといへとも、　自　後事を委の人あり、是に任して可なり、

何ぞかくのごとき苛細卑恪の言を遺し、死後に辱を残の理あらんや、然といへとも我資性愚怯刻薄にして常に板柱等を貯て火災不意の備さへする、猶これをなす、矧や死ハ必定免べからざるもの也、何そ預此が備を為さらん、何そ思と言遺さらん、平常ハ終に臨て後事を嘱せんと欲といふとも、風燭定なく卒然として病発せば、口言と能ハす、手動と能ハずして恨を飲て死するに至らんか、又病脳に犯され苦痛に煩悶して心識昏乱七顛八倒せば平日の念慮咸破消すへし、嗚呼執着心より無益の事をと誹る人極て多かるべしといへとも、我強に死後の名を貪る心も無きゆへに思まゝに書遺セハ敢て執着者残らず、

一七日亘雲寺法事
金三両　白米壱斗五升
味噌一重　醤油壱樽
菓子・乾物・青物等、寄物之内ニ而見斗、有合ニ可差上、
本所・伊皿子・小船町三人、源兵衛家守七人、其外懇意之衆中参詣被成候ハ、斎可出、手前人数と都合何十人程と相考、三日斗前ニ可申上、
葬礼之時分世話被成候衆中、其外常々心安キ旁江夜食可進候、尤人数見合候而二夜ニも三夜ニも可相勤、
酢和　汁　猪口ノ物
香物
平　飯　硯蓋
料理者寄物見合手前ニ而

Hosei University Repository

二七日宜雲寺江霊供料
　白米三升　銭二百銅　塔婆代百銅
翌日見世之者不残月代可致、尤
　御城　御屋敷江参候者共者初ゟ平常之通、
三七日霊供料二七日同断
翌日見世之者不残精進落
四七日霊供料同断
五七日逮夜(タイ)ニ家内百万扁
　宜雲寺斎料
　金二百疋　白米五升　塔婆代百銅
六七日霊供料四七日同断
餅配家(クバリ)数考餘り少分ニ無之様ニ挑(アツラヘ)可申候
七七日宜雲寺江御寺之御人数ニ而法事御勤可被下候、
　「金三両差上可申候」(貼紙・下)　「此品金弐両ニ減し」(貼紙・上)
　施主者手前斗上下七・八人も参詣可致旨申上
何日ニ死候とも、四日・七日・十日・十七日之内ニ而近キ日を命日と可致候、
翌日不残精進落
　正月歟又節句等江差懸り候ハヽ、右日数ニ不及共、二七日ニ而も三七日ニ而も時節見合を以、精進落可申候、見せ之者者左様之時節者一七日過候ハヽ不苦候事、
記念配親属(カタミワケ・ゾク)・別家・見世之者
　有道巨寛信(居)士之御譲を受、我廿八才ゟ致支配、翌正月、惣金高改候所、

寛保二年壬戌正月三日店卸惣金高
文金千六百廿三両七匁壱分
　先祖江之孝并ニ子孫之為ニ商売随分精出候得共、愚鈍(ドン)之我等義、所存ニ不任(セ)、今年六十一才、為差功茂無之相果候、
安永三年甲午正月三日店卸惣金高
文金壱万六千五百拾四両弐歩十四匁弐分六厘
　内　五拾両　宜雲寺祠堂
　　四千四百五拾両(貼紙・訂正朱印)　おむら
　　七百九拾両　所々遣金
　　〆五千七百九拾両
　右委細之書面者見世之戸扉之内ニ要用帳之箱二重底之中ニ在之、各方不残言合之可開見、
　右銀金引残正味金高
文金壱万七百二拾四両弐歩十四匁弐分六厘
右金五拾六両
文銭三拾六貫文
　右不残おもん江譲與申候間、家屋鋪おもん名弘致(メ)候而伊七と和談致、驕奢(ラゴリ)を不構(カマヘ)、人ニ謙(ヘリクダリ)、第一家業大切ニ仕、随分兼約を相守、家相続可致候、
　大活無心居士御存生、享保十己(乙)巳正月ゟ今年迄五十年ニ及候所、店卸諸勘定無懈怠記来候間、此以後末々迄も無退転(タイテン)、出入委細ニ相記(シ)、毎年三月十七日、此上書ニ有之面々相拓キ、有金高并ニ諸勘定逐一披露可致者也、

Hosei University Repository

此度葬礼ゟ四十九日法事迄之諸入用者、右有金之外ニ文金三拾二両弐歩在之候間、此金を以、相済候様ニ縣執斗置候、

御城　并ニ御屋敷出勤

丸治　山本　伴　津国　永楽　福鳥　柴田　町内　小船町　其外葬礼之砌世話ニ相成候方、精進物被饋、又者悔ニ御出被成候方迄茂忌明候段申礼ニ廻り可申候、

諸国悔状之礼状

然者先達不幸之砌者御尋御状被下忝奉存候、此上不相替御懇意被成下候様、偏ニ奉願上候、忌明候ニ付、右御礼可申上、如此御座候、猶奉期後便候、恐々謹言、

平常火之用心太切ニ心懸、蔵々戸前・見世裏白等折々立合改可申、壁之崩・鼠穴用心、土穴蔵水浚、砂蓋等吟味可致、

春冬者庭・物置并ニ蔵之間吹抜ニ荷物不可置、庇ニ火粉受候物無之様、風立候ハヽ、蔵々之荷物二階江上ケ、下を形付、窓をメ、庭物置等致掃除、縄・莚、其外無益之物迄茂蔵江入可申候、

奥之諸道具・椀・家具、常ニ不要物者皆蔵江入可申候、

火事之砌之用意ニ出置可申物

白米五・六升　釜　茶少

酒　二・三升　ちろり　茶碗

香之物二重　庖丁　箸

火事在之時、大風歟又世上騒々敷砌ニ候ハヽ、譬風再当分宜候共、裏白立、寛候所楔挟置可申候、

御門札　沽券　金手形

要用帳箱

右手許江出置、太切ニ相守可申候、

他所江見舞又火元見抔ニ人散可申敷候、働候砌一所ニ不集、所々江手分可致、尤其人々見立人数配、常ニ心懸置可申候、

灯燈　蝋燭　幟

水籠　生龍水　水汲篭

鳶口　鉄槌　槌

鉄梃　斧　鉈

鍬　かつさらへ　鋸

小階子

踏台

火勢考候而表裏之銅戸メ、看板取入、見世并ニ蔵々之窓目塗念入可致、

窓数十一ケ所

穴蔵江太切成帳面不残仕廻可申候、

風並悪敷成候砌、外ゟ持来候荷持ニ火粉、又火道具無之様致吟味、奥蔵江入させ可申候、炭・薪、其外所有物穴蔵江入、砂蓋可致、戸前・裏白・銅戸等塗候刻、見世之北口裏白二枚并ニ西蔵之庇合者暫時見合可申候、

表之竪樋・下水板・庇合江入、下水江竹簀立掛、余所之荷を軒下へ入させ間敷候、

土箱之蓋いたし土ニ而覆可申、若土無之候ハヽ、築山之土運可申候、奥江懸り候人数ニ而取入可申候ハヽ、

畳　障子　襖

雨戸　格子　雪隠之戸障子

Hosei University Repository

大戸　石灯籠　盥銅

扉板　水瓶　居風呂

風弥不止危相見候ハ、

敷居　鴨居　縁不残

蔵江之庇二所并橋　板畳

二階板　二階根太　奥蔵西庇合しとみ

最早不逃と相見候ハ、

井戸かわ取入、跡江戸ニ而蓋致、土覆置、

長屋雨戸不残　路次開戸二枚

火之見大階子

火事鎮候而酒飲可申候、

風之大小、火の遠近に因て臨機応変の指揮有べし、此書面に拘柱に膠し過となかれ、近火に僅の物を惜て蔵を焼、遠火に周章て焼まじき物を焼ハ、平時の油断、心術の足さる也、

我相果候後若代と侮、売懸も不済、店賃滞或者金之無心申掛、世間者勿論、親中又家人之中ニ茂損懸候者可有之、其人と其金高ニよりて随分許容可致候、又用捨難致品合可有之候、身代持堅候迄、此苦労多キものニ候、志慮可用、我存生之内と違、格別ニ尊敬致、諂候者可有之候、其人ニ油断不可致、是迄よりも猶又人ニ謙、商内者勿論、何事ニ茂自身働、骨を折、家人ニ情懸、亦おもん・おむら・与吉等茂衣類・食事等迄、甚兼約可致候、

他行ニ子供連可申候、我達者成時分ゟ供連候者奢ニ而無之、目附ニ連申候、

即座帳之勘定ニ相算致させ、金之出シ入レ妻子ニ為致候茂自分之慎ニ而候、有金改候折々おもんニ立合せ可然候、

昼夜見世を不去、年中勘定場ニ寝可申、何様之義ニ而茂外ニ一宿不可致、

町内始、隣町ニ茂其主人相果候而、跡繁盛致候者希ニ而、衰微亦破滅致候者多候、皆相続人商売疎ニ致、身持不亘故ニ候、朝暮商内ニ精出シ、外之楽ニ耽不申候ハ、仕執心来ル、見世之義繁盛無疑候、

隙成時分之楽ニ者仮名本ニ而茂書物見候が宜候、昔之事見候得者智恵茂増、身持之ためニ茂相成候、

心正、其身治候得者手代・子供迄懼・慎候故、見世茂自然と繁昌致候、至而不行跡之手代者早暇遣可申候、

見世之者夜遊ニ出、又正月博奕致候義、急度禁制之趣、当暮喜八と両人ニ而奥之座敷江藤助・藤七・小七・太助、壱人宛呼出、譬ニ銭三銭之子供遊ニ而茂勝負事致間敷、隣家ニ而茂夜歩行堅無用、其外之者共ニ茂急度為致間敷旨申付、左之通可申渡候、

正月手慰不致、夜遊ニ不出候而者迷惑ニ存候者勝手次第暇遣可申候、尤是迄正・五・九月者人之出入忌候得共、右之掟ニ背者者月ニ不拘早速、暇遣可申候、

御法度之事故、表向之言渡と相心得、初春、是式者可然義家並ニ有事と致了簡、暮過ゟ者不残二階江集、朝寝之上ニ昼寝、剰虚病構、雨天ニ者昼も二階江集、見世之無人茂不顧、迂々呼出候得は却而致腹立、博奕ニ計心入、奉公者無是非勤候、

博奕致候ニ付仕着物、其外夏冬之着替不残質ニ置、其上術尽候而小売銭掠取、湯戸之栄曜喰、其外日々放埒成事ニ遣捨募候而、代物盗候ニ付、当春佐吉暇遣候、

新参之者家風不知故、博奕之企も不致所、前輩共催之、其上表之錠頼置、

Hosei University Repository

夜遊出、或者徒党いたし、外ニ而博奕致ニ付、当春卯八暇遣候、
世間ニ盗致候而銭遣荒キ手代茂有之と羨、分量不相応之栄曜遣、楽喰等ニ給
金毎年借越いたし、其身之働茂不顧過分ニ遣捨候族有之候、以後者時々借高
相改、相定之外一切借申間敷候、
給金之定ニ上中下之三段致置候間、其人之勤方精之出シ様相考、三品之内
何れ之品と相考、給金可申為聞候、
見世大切ニ商内精出常ニ得意方売先之工夫、代物之有無、必心懸、相場之高
下、荷物捌口等考、家内之兼約迄も心を附、買出シニ目も敏、売過も不致、
帳面算用等違無之、身を入勤候者上等之給金ニ定可申、
商内相応ニ致、目も敏候得共、決断無之、筆算大概ニ而も難ニ打任一人者中等
之給金ニ可定、
商内ニ精不入故、目不敏、律儀計ニ而心ニ働無之、商売ニ油断多、相場之高下
茂不考、後輩之商内致候ニ傍ニ乍居、気茂不付、其上仕業茂我心ゟ者不催、
差図計受、算筆も未熟ニ而、朝寝致者下等之給金也、
今日ゟニ而茂心を改、商売精出、諸事ニ心附相励勤候ハ、、其年ゟ給金相改、
下を中ニも、又中を上ニも致遣可申候、
天性商人気無之、根機薄、剰身持不正候而奉公ニ影日向致又其身ニ私有之故、
後輩之非を糺不申、若輩者共と押合、博奕・姦等心懸候者者下之品ニ茂不至、
早速暇可遣、尤常々気を付、無油断頭立候者と互ニ心を合せ、人々其行跡
可考、
右下等之給金者

年季明翌年ゟ　弐両宛
三年目ゟ　金四両宛
六年目ゟ　金五両宛

中等之給金者

年季明翌年ゟ　金三両宛
三年目ゟ　金五両宛
六年目ゟ　金七両宛

上等之給金者

年季明翌年ゟ　金四両宛
三年目ゟ　金六両宛
五年目ゟ　金八両宛
支配人ニ申付候年ゟ　金拾両宛

首尾能相勤、別家為致候時分、年数并ニ其人之勤方働等相考、船得帳面之
内ゟ元手金遣可申候、
おむら事、早く嫁候てハ産危存られ候間、十八・九迄も内ニ置可申候、尤
成人の娘ニハ必文など付、又欲心にて色事仕懸候族間有之ものニ候、女之一
生の慎ハ、是のミ大事ニ候間、父母に成替り昼夜心を付、数教訓いたし、
女之道に背き不申様、又十五・六才之頃労咳、脳候者世間ニ在之候、心付へ
き事ニ候、聟ハ左のみ身代計ニ拘らす、又姑之有無、男ぶりの善悪に構ハす、
志　行の能、実義成商売にて小躰ニくらし候人選可申候、又おむらハ
常々伊七・おもんを父母と思ひ大切に敬ひ随ひ、假初にも乱なる心を持す、
女の仕業を能覚、嫁候てハ、姑を尊、夫を敬、貞心を尽へし、委は貝原氏
の女大学に具ニ誌せり、平常心を入て是を誦、心を磨可申候、
与吉食事過不申様専一ニ候、おもん手にて生立候へハ案事ハ無之候得とも、
猶更怪我過不致様ニ無油断心を付、灸懈怠なく毎月据、七・八才より気随、

Hosei University Repository

我まゝをさせず、諸事をそろそろ教、驕侈の兆を常に防、奢美の衣類を着せす、成長の上、算筆の外、茶の湯・立花・俳諧等、其外諸芸不知とも恥ならす、家業を大切に精入レ、驕を禁し、朝寝せす、麁食・麁服にて末々繁昌を専一とすへし、

右遺言状、紙員都三十一丁、如件、

鳥の将に死とするときに、其鳴と哀、人の将死とするときに其言善、我今末期に及、何ぞ邪欲の心ありて、これを遺んや、唯先祖の家名を没さず、永子孫の栄んとを希者衆愚の心咸等し、老耄の迂言なりとして必しもこれを忽にすると莫れ、

（裏表紙）

手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状――「三代目真筆（巻子外題箋）　一巻」――

安永三年（一七七三）九月一六日

尚々、小舩町何連茂無別条候、商内事大障りこまり、是ハ此商売一統之事ニ候、以上、

例年川支も有之事ニ而、或ハ十日・十五日延着、不珎ト覚候得共、今年之様ニ春ゟ秋迄状毎ニ差支候事も又奇異之義ニ候、先月廿八日出、当朔日・二日・五日・七日出迄、追々頃日到着、具ニ致披見候畢、御報左ニ一ツ書を以、順々ニ申述候、

一　廿八日出致披見候、如来示次第冷気募候、貴殿堅固之由珎重、此方当時病人も絶無事ニ候、御安意可被成候、尤我等今以服薬致候得共、是ハ老病之義左のみ貪着にも不及事ニ候、

一　為替に取組、早速はり新へ相渡申候、銀相場当地も同事ニ而中々銀為登難致候、其地へ以来銀御借付風聞、我等共迷惑ニ相成申候、

一　当地銭相場今月九日頃より素人衆買立、段々高直ニ相成、五貫弐百七八十迄任上ケ申候、入舩有之為登ニ利之よし申人も有之候、当時ふし相場ニてハ中々銭相場くらいの義ニも拵不申事ニ候得共、節［　　］売候斗仕合ニ候、二・三日以前ニ御触廻り、諸国鋳銭、先達而御差止之上、此度又当地銭座も格別鋳高御減少ニ付、諸物是迄とハ格別下直ニも売可申旨、店々裏々迄不洩様ニ可申渡、高直ニ売候ハ、曲事との御触、恐敷義ニ御座候、鰹ふしも末々ハ去年之石屋・家根や同前之御咎メニも逢可申歟、併我等義ハ御用之ふしを、是迄も右直段ニ売上候事故慥ニ候、右之御触後、如何致候事ニ哉、銭相場次第〳〵下落、

Hosei University Repository

今日ハ五貫三百三十四、銭五貫三百五十四文と申候、

一 土佐屋敷ゟ献上大ふし御詮義有之処揃不申由、いか様壱貫目廻りハ、今年ハ出来兼可申候、殊ニ御吟味強、前々も木地ニテ御座候、昨日手前へ芝辺之御屋敷衆、御膳ふし之由十入之ふしを拾五、代壱両弐歩ニ調行被申候、是も珎敷義ニ候、

一 当年ハ兎も角も来春決而ふし切シとの御考御尤ニ候、我等も左ハ存候得とも餘り高直成もの、大名歟病人ならてハ用申間敷、田舎勿論進物向キさらりと売レ不申候、小旗本位ゟ下ハ、平常抔冬瓜汁ニも八盃豆腐ニも常々入レ申間敷候へハ、却而春下落も難斗候、

一 副章靭之御返答承知、此方存寄とハ少々相違之段、相互ニ思召之人有之条尤ニ候、跋之趣意御演説不被成珎重、先以此方之苦罪ハ抜ケ申候と相見、安堵之事ニ候、

一 当朔日出披見、兵庫・さつま買付并ニ其地さつま相場等逐一令披覧候、当地も兎角うとんやハ皆さつまニて御座候、ウシスウノ匁之腹ふしニハきも潰シ申候、依之頃日之売立金、多分さつまノ代ニ候、当時壱貫目スシ匁ニ売申候、是ニ付ケ而も先達而之兵庫宜敷折柄ニて抜群之御手柄と存候、今度之兵庫買も、当時相応之口せん相見へ被申候、

一 其地御問屋衆中も跡ゟ売候得ハ直段宜敷義御考、半分宛売抔色々と謀計有之条、御尤至極ニ存候、此謀ハ御一生ニ此度一度と被存候、

一 注文屋衆被参、江戸之噂ヲ〆売との義、当地町内乾物屋始メ、小船丁・四日市、其外所々小売店迄ふしを切ラシ候而言訳斗申候砌、手前見世ニてハ貴殿登居候故不絶代もの有之、尤無数もの故売り急ハ不致、兎角直段を高ク申候而いやなら御無用と云了簡、其高ク申候が次第ニ誠之事ニ成申候故、調場聞、めくらかくせの根性ニて左様之事申遣候も尤ニ候、

一 当二日出披見、古座・アハ喜札入、朔日とハ又高直之相場いさい承知、気違之沙汰ニ而注文屋衆何程騒立候而も得と志案可被成候、只今セリシノ匁はらウシス匁を二タ目とも不見ニ逃行候人多御座候、殊更右ニ申候通、大名斗之腹へはいり申候間、捌方是迄とハ大キニ違可申候、御申越之如ク手前ニハ当時相場と百貫文も違候物多御座候間、最早あせり候義無之候、勝て兜之紐を〆よとハ此時之事と存候、

一 其地注文や ゟ当地へ申候五拾匁ゟ頃合もの五十五匁迄之相場申参候よし、此間も芝辺ニて五・六十入、値段聞候得ハ、五十八匁之云出し、小船丁の者四十二匁迄付候得共、返答も不致よし、是ハ狂がるとと笑申候も笑ぞこなひニ相成候、

一 当五日之御状披見、当時岩城ふし相場申進候得ハ御驚之由、頃日田舎衆ちら〳〵相見候得共、是も驚被申得買不申よし、江戸之喰ふしニ候条、少々宛買候、人々捌方無之故、其後之岩城ふし一割方も尻込致候、餘り大それ候直段、左も可有之事ニ候、

一 清水土用醒へ少々塩虫付、仲買衆節句前ニ付、餘り進ミ不申ニ付、札入相止候由、惣而登問屋ゟ相場高直ニ候条、手前之為ニ不宜候義候、併是望寄可申候、

一 阿久津・土佐・完平・熊の真秋生めふし相場驚入候、是を買、何ニ可被成御心入ニ御座候哉、

一 七日出御状、今日相達、右披見候、弥御清平称重、此方皆々無事、我等少々滞候義被懸御心頭、状毎御尋御案事被成候趣忝候、左のミ死病

Hosei University Repository

とも不相見、頃日少々ツ、宜敷方ニ候、御安堵可給候、

一　完平・熊野ふし少々ゆるミ申候由珎重、併中々阿ミふしニハ相成申間敷と被存候、

一　手前へも一昨日長嶋入津仕候、土用さめと相見、先達之ふしとハ大ニ違申候、壱割引百六貫文ニ廻シ申候、尤御用鰹ふし次ふし等、御直段ニて廻申候、惣而是迄何レも左様ニて上中小節ハ罔ふし多所持、依之御用之損ハ餘り不致、其上先頃ゟ鰹ふし之處ハ、二ツ之所へ壱ツ宛三十入之頭を上ケ申候、御直段ハ于今直り不申候、是も末々御上ケ可被下由内意も有之候、

一　長嶋ゟハ例之通状不参候故、漁事之いさい相知不申候、船頭ニ承合候へハ不漁と申候得共、是迄も相知不申候、房州は最早無之、伊豆も無之候、岩城ハ跡ゟ追々相応可参候、仙台も少々ハ有之由、

一　此度之相場もの百七八十貫文故、古座やのも少々御調候よし、先達而之買ならしニ致候ハ、、相応之直段と存候、併最早此相場もの餘慶ハ御無用ニ被存候、

一　ト四郎殿せ大ふしを鼻薬ニ注文之義被頼候よし、如何様岩喜殿方も外ゟ素人被参候ハ、、買口是迄之通りニハ難参と存候、岩卯殿も迄も昔之通ニハ有之間敷候間丁寧ニ真実ニ被成被下候ハ、、来年ゟ少々宛御頼可申段御挨拶可然かニ御座候、得と御考可被成候、相場引下ケ候ハ、、今年ゟ試ニ御調も可然候、

一　三木安佐渡いか買付承知、是ハ我等も不存事ニ候得共、有高無数ものニ候ハ、宜敷義可有之存候、金子之義岩喜方へ過分登り過御座候故、今晩先差控候、岩喜ゟ御受取可被成候、跡ゟ買付参次第ニ金高相考為登可申候、左様御心得可被成候、ト四郎殿分も岩喜ゟ御受取御渡シと存候、〻ニも少々過金有之候、

一　其地相場百八・九十貫文承候而ハ金子為登候力ラも無之候、此以後、秋漁ものニても御調金子急ニ御入用之事候ハ、、何時何程ニ不限、為替御取組可被成候、

一　さつまふしも此已後参候ハ、、百貫文とも可申旨御申越被成候、当時ゟうとんやハ皆さつまふし斗遣申候、スシ夊を売候得ハ、元直迄ニハ相成候、併過分餘慶ハ斟酌ニて候、如何思召候哉、是又御調急ニ入用も候ハ、為替可然候、

一　本家御母義様御所労之処、早速御快候よし珎重、序ニ御見廻御状上候様致承知候、

一　天市様御養子相定候而当月内ニ御入之よし、依之今晩岩喜殿へ向ケ油紙包箱壱ツ為登申候、祝義相済次第早々御申越可被成、其剋書状登セ可申候ハ、、油紙を解キ、此内之箱へ御添為持可被遣候、内之品ハ本郷ゟ拝領之加賀染絹二反有之候、麁末之品ニ候得とも、此間拝領仕候故差遣申候段、追而御挨拶も御座候ハ、御申可被成候、

一　火桶到着致落手候、至極宜相見申候、存命ニ候ハ、、此冬之寒気凌可申致祝着候、

一　六龍水二本水上ケ見申候処格別水勢強究竟之道具ニ御座候、

一　先年之御用金屋敷方ゟ不相済分御公義ゟ分銀被下候よし、余りうま過候事ニ御座候、弥真実之義ニ御座候哉、乍併左様之宜味を喰申候、又何ぞ被　仰付候下心ニ候や、

一　太兵衛仕切金、其地皆々嘸御難義と存候、何れも御懇意ニ被成被下候

Hosei University Repository

衆中、一向打捨ニハ難致存候ニ付、銘々送り高相改、愚案等も可有之義と存候ニ付、別紙之趣相認候、是をより〳〵ニ皆々様へ御見せ可被成候、則御見せ被成候様ニ認申候、金子遣ス、不遣ハ追而之事ニ候、此太兵衛書附ハ当春五兵衛と弥兵衛を以何か願ノ節、持参致候得共、金銀事ならハ太兵衛ニおいてハ、取上ケ無之段申渡、此書付も見不申候、返シ申候を見世之引出シへ入レ置候よし、此度尋出シ申候、太兵衛義ハ一向出入も不致事故、其地へいさゐ承ニ遣候段御申可被成候、すま五江も序ニ御申越御談可被成候、江戸へ追付罷下候ニ付、ケ様ニ申参と御申可被成候、

一 最早此以後相場も引下ケ申間敷と相見候ハ、、其地発足、ゑひす講前頃帰着之御心かけ可然候、天市殿進物発足前之間ニ合不申候ハ、宿元へ得と御頼置可被成候、早く遣スも不宜候、此方ゟ之状と一緒に被遣候事よく〳〵御申談可被成候、

一 秋漁沙汰も聢と有之か又ハ入船ニ面白キ商内事可有之ニ相定候ハ、五日・十日、延日も不苦候、宿元ニてハ何のかのと留たがり申候間、得と御考、左のミ執着も無之相場ニ候間、荷物等能々御改、樽之封印被成、帳面等御引合、供人御雇、参宮ゟ四日市迄之積可然候、扨伊右衛門方ニ一・三日御留之内ニ中国屋ニ相応之連無之候ハ、、平左衛門ニても浅右衛門にても御連御下向可被成下候、今年之御登別而大役、首尾よく御勤被成珎重ニ御座候、謹言、

九月十六日

吉右衛門殿

尚々、其地皆々様へ御見せ可被成積り認候、別章如左、